

議案第73号

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月12日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

建築物の制限をする区域に立石駅南口東地区地区計画の区域を追加する必要があるので、  
本案を提出いたします。

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

葛飾区地区計画及び防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
(平成6年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東京都市計画立石駅南口東地区地区計画
--------------------

別表第2 東京都市計画立石駅北口地区地区計画の項中「バス停留場」を「バス停留所」  
に改め、同表に次のように加える。

東 京 都 市 計 画 立 石 駅 南 口	計 画 図 に 示 す る 駅 前 地	1 風俗営 業等の規 制及び業 務の適正 化等に関 する法律 第2条第 5項に規 定する性 風俗関連 特殊営業		200平方メー トル。ただ し、巡查派 出所、公衆便 所、公共用歩 廊、バス停留 所の上屋そ の他これら に類する公 益上必要な 建築物の敷	計画図に表 示する壁面 の位置の制 限を定める 部分に面す る敷地上の 建築物につ いて、建築物 の外壁若し くはこれに 代わる柱の	25メート ル。ただし、 建築基準法 施行令第2 条第1項第 6号口に定 める高さと する。		
---	--	---	--	--	--	---	--	--

東 地 区 計 画	区	の用途に 供する建 築物	地について、 区長が必要 と認める場 合は、この限 りでない。	面又は建築 物に附属す る門若しく は塀で高さ 2メートル	
	計 画 図 に 表 示 す る 商 業 ・ 住 宅 複 合 地 区	2 1階部 分にある 居室を住 宅、共同住 宅、寄宿 舎、下宿等 の用途に 供する建 築物。ただ し、区長が 当該建築 物の管理 のために 必要と認 める居室 については、この限 りでない。	250平方メー トル。ただ し、巡查派出 所、公衆便 所、公共用歩 廊、バス停留 所の上屋そ の他これら に類する公 益上必要な 建築物の敷 地について、 区長が必要 と認める場 合は、この限 りでない。	を超えるも のは、計画図 に示す壁面 の位置まで。 ただし、次の いずれかに 掲げるもの については、 この限りで ない。 1 公共用 歩廊、歩行 者デッキ その他こ れらに類 するもの であって、 区長が公 益上やむ を得ない と認める もの 2 上屋、ひ さし(これ に附属す る手すり を含む。)	125メート ル。ただし、 建築基準法 施行令第2 条第1項第 6号口に定 める高さと する。

					当該高さ しを支え る柱その 他これら に類する ものであ って、区長 が歩行者 の安全性 及び快適 性を確保 するため に必要と 認めるも の		
--	--	--	--	--	--	--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。